

ILO条約批准について

一五二二二

実は、第四百十一国会、昨年十二月五日でございますが、私はILO条約の批准の問題につきまして質問をさせていただきます。それは、人や物やお金が国境を越えて動いていく時代に、社会的な公正基準ということで、国内だけではなくて国際的な基準にも日本は加入をする必要がある、その点から見ると非常に立ちおくれが目立っているということで申し上げさせていただいたわけでございます。

ここにそのときの議事録を持ってきていますけれども、一々重ねて述べることはいたしませんけれども、ことしのILOの会議の中で、長年議論をしてまいりました基本条約につきまして、WTOの閣僚会議の宣言が採択をされまして、そのことがようやく、中核的な労働基準七本というふうに明記をされまして、取り上げられます。昨年の質問のときには、来年のILO総会ではこのことが議題になるに違いありませんので、ぜひともこのための批准を促進されますようにというお願いをいたしました。

そして、さらには、この七本の中で、日本が批准をできていない条約が三本ございます。その一つは百三十八号条約、二つ目は百一十号条約、そして三つ目は百五号条約というのが挙げられる。七本の中で三本が未批准でございます。

百三十八号、つまり児童の就労の最低年齢を規定をしている条約

につきましては、今回、法改正案の中に最低年齢の改正の問題が取り上げられていることは、それはそれとして評価をしたいというふうに思います。したがって、これだけで批准が促進できるのかどうか、まず一点目お伺いをしたい。百三十八号については今回の労基法の改正のみでいいのかどうか。局長の当時の御答弁では、主要な課題はつまり最低年齢だというふうに、「主要な」というまぐら言葉がかかってございますので、何かございますようでしたら、お聞かせいただきたいと思います。

伊藤政府参考人 御指摘ございました最低年齢の基準を定めておりますILOの百三十八号条約でございますが、今まで、このILO条約との最大の相違点は、我が国の労働基準法の中で定めております就労できる児童の最低年齢の食い違いでございました。私ども、今回御提案申し上げている改正法案の中では、近年、貿易と労働基準、とりわけ児童労働等の問題が国際会議の場等でも論議されることから、その主要な相違点である年齢をこのILO条約に合わせて整備をいたしたいということで御提案を申し上げております。これによりまして百三十八号条約と国内法制との相違点の大きな部分はず相対解消されると理解しております。

ただ、あと残る問題として、船員法の関係で細部、大丈夫かどうか、あるいは、労使団体と協議した上で個別に許可する制度等がございますが、こういった労使との協議の仕組みが我が国の体制で大丈夫なのかどうか、そういった点につきましてさらに事務的にILO当局とも詰めながら、批准できるかどうかという点を検討し

ていくことになるというふうに思っております。

松本委員 たいだいまの御答弁では、船員法の問題のみというふう
に考えてよろしいのでしょうか。

伊吹国務大臣 私がお答えするのもいかがかと思いますが、ILO
の条約百三十八号では、先生御承知のように、最低年齢は、義務教
育終了年齢でありかつ十五歳となっております。労働基準法で
は、今基準局長が申しましたように、船員法も含めて十五歳とだけ
規定されております。したがって、義務教育を終わっていない方で
十五歳ということとの関係で、早生まれ、遅生まれで若干の差が出
てくるという問題が一つございます。それから、軽易な労働、言う
ならば新聞配達でアルバイトをしておられ、苦学をしながら学校に
通っておられるというような方々については、労働基準法では十二
歳以上となっておりますが、ILO条約では十三歳以上となってお
ります。

国際条約を批准するということは国際社会に対して日本が義務を
負うわけでございますし、同時に日本の国家社会あるいはその中に
いる国民が現在の国民生活を国際的な義務の中で拘束されずにうま
くやっていけるかどうかという、両方の観点から批准をすることが
かということやはり考えねばなりませんので、今のような相違が
ある、今までのところはなかなか難しかった、しかし今回、労働基
準法の改正をさせていただくことによりかなりの程度と申し上げた
のは、若干そつという問題がまだ残っているというところでございます。

松本委員 ありがとうございます。

ことは、ILOの総会におきまして、特に開発途上国の耐えが
たい児童労働に従事をさせられている子供を守るといふ立場から、
新たな条約の策定作業委員会が設置をされて検討されるというふう
にも伺っております。それから、総会におきましては、宣言の中で、
国際公正基準のコアである七項目について、各国が鋭意努力をしよ
うという申し合わせが御議論されるというふうにも伺っております。
国際社会に恥じないような立場をとるといふことが日本にとつては
大変大切だと思しますので、この百三十八号については、できるだ
け早期に批准を、大臣がおいでになる間にできるだけ早く形にして
いただければというふうな希望を申し添えさせていただきたいと思
います。

それから二つ目でございますが、六月の総会では、未批准の問題
についても多分いろいろな角度から問い直されるのではなからうか。
日本では百十一号条約がございます。この百十一号条約、内容につ
いては国内法はかなりクリアができていけるのではなからうかとい
うふうに私は思いますけれども、どの点がクリアできて、どの点がひ
っかかっているのか、おわかりでしたらお知らせを願えませんか
ようか。

伊藤政府参考人 たいだいまの百十一号条約、いわゆる差別の禁止
に関する条約でございますが、我が国の法制度、こういつた点につ
いてかなり留意した体系になりつつあることは、先生御指摘のと
おりでございます。

なお、雇用、職業面で、人種あるいはそつといったものに基づきま

す差別に対して、例えば男女雇用機会均等法等の比較で万全の措置がとられているかどうか、また、とりわけILO百十一号条約に照らして細部が整合性を保っているかどうか、こういったことについて現在その整合性を検討しているところでございます。なお、お詫言わせていただきますというふうな思っておるところでございます。特に雇用、職業面で、具体的な雇入れの際の差別ということになりますと、